

測量、建設コンサルタント業務等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格等

平成18年3月27日

告示第17号

みどり市が発注する測量、建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）地質調査業務（地質又は土質について調査、計測、解析し、判定することにより、土木建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第2項及び第167条の11第3項並びにみどり市契約規則（平成18年みどり市規則第49号）第2条及び第13条の規定に基づき告示する。

1 競争入札に参加できる者の資格

競争入札に参加することができる者は、次項に掲げる要件に該当する者で市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認定されたものとする。

2 入札参加資格審査を申請できる者

入札参加資格審査を申請できる者は、別表第1の左欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる者及び当該業務の実績を有する者とする。ただし、法律で登録が義務づけられている業務については、登録を受けた者に限る。

3 競争入札に参加しようとする者の申請の時期、方法等

入札参加資格審査を受けようとする者は、「ぐんま電子入札共同システム」による参加申請を市長に行うものとする。

(1) 申請の時期は、隔年の1月5日から2月3日までの間とする。

(2) 申請書の提出先

みどり市笠懸町鹿2952

みどり市総務部財政課

(3) 添付書類の提出先

前橋市大手町1丁目1番1号 群馬県庁県土整備局監理課内
群馬県CALS/EC市町村推進協議会

(4) 添付書類の種類

添付書類の種類は、別表第2に掲げるところによる。

4 申請書及び添付書類の変更の届出

申請書及び添付書類の記載事項に変更があるときは、遅滞なく「ぐんま電子入札共同システム」により市長に届け出るとともに、添付書類を提出しなければならない。この場合において、添付書類の提出方法は、前項第3号及び第4号に準ずるものとする。

5 資格の取消し等

競争入札に参加しようとする者又は現に競争入札に参加する資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は該当するに至ったときは、その申請を却下し、又はその資格を取り消し、若しくは相当の期間資格を停止することができる。

- (1) 令第167条の4及び第167条の11第1項の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 申請書及び添付書類の記載事項を偽って記載したとき。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者であることが判明したとき。

附 則

この告示は、平成18年3月27日から施行する。

0755-3 測量、建設コンサルタント業務等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格等

別表第1（第2項関係）

測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定により登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている者
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により登録を受けている者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定により登録を受けている者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定により登録を受けている者
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定により登録を受けている者
土地家屋調査業務	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定により登録を受けている者
司法書士業務	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定により登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録を受けている者
その他の業務	その他市長が別に定める者

別表第2（第3項関係）

添付書類

番号	種類	様式等
1	納税証明書 （法人の場合） 県税、法人税、消費税及び地方消費税法人事業税、法人市民税及び固定資産税（ただし、法人市民税、個人市民税及び固定資産税にあっては、当市に事業所等を有する業者に限る。） （個人の場合） 県税、所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、個人市民税及び固定資産税	発行官公庁の定めた様式による。
2	登記事項証明書（法人のみ）	商業登記法（昭和38年法律第125号）による証明書
3	身分証明書（個人のみ）	在住する市町村の発行したもの
4	直前1年分の財務諸表	任意の様式
5	登録証明書	発行登録官署の定めた様式の写し なお、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は、「部門」が明記されたものの写し
6	測量等実績調書	様式第1号
7	技術者経歴書	様式第2号
8	委任状	委任者及び受任者の氏名並びに委任内容を記載したもの

備考

- 1 上記添付書類中番号2及び3については、該当する場合のみ添付するものとする。
- 2 上記の添付書類中番号5については、登録している者のみが添付するものとする。
- 3 6及び7については、紙による提出ではなく、電子による提出とする。
- 4 8については、県外業者のうち提出を希望する者のみが添付するものとする。

